

## 別紙3

# 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

この訳文は、2021年4月に米国海洋大気庁海洋漁業局(NOAA Fisheries)が公表した以下の報告書をダウンロードし、和訳したものです。

Report on the Implementation of the U.S. Seafood Import Monitoring Program

<https://media.fisheries.noaa.gov/2021-05/SIMP%20Implementation%20Report%202021.pdf>



2021年6月

翻訳

WWFジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

# 米国水産物輸入監視制度の 実施に関する報告書

## はじめに

違法・無規制・無報告（IUU）漁業の防止、抑制、及び排除は、法を遵守する漁業者及び世界の水産業界に公平な競争の場を提供し、漁業の持続的管理を支援するうえで極めて重要な取り組みです。米国政府は、IUU漁業活動を撲滅するために複数のツールを採用しています。その1つが水産物輸入監視制度（SIMP）です。SIMPの焦点は、IUU魚介・魚介製品及び誤伝達水産物が米国市場に入るのを阻止すること、そして輸入水産物に関する既存のNOAA海洋漁業局所管のトレーサビリティ制度を補完しつつそのような製品の特定を支援することです。SIMPは、特定の水産物製品の輸入者の許可・報告・記録保持の要件を定めています。米国はこれらの水産物の85%以上を輸入しているため、SIMPの実施を通じて、消費者は小売市場やレストランで購入する輸入水産物が合法に収獲されたものであり、かつ正しく表示されていると信頼を深めることができます。

## 背景と歴史

### SIMPの概要と開発

2016年12月に導入されたSIMPは、IUU魚介・魚介製品及び誤伝達水産物が米国市場に入るのを防ぎ、またこのような製品の特定を支援することを目的として、特定の水産物製品の輸入者に許可・報告・記録保持の義務を設けています。SIMPは「2014年IUU漁業及び水産物偽装撲滅に関する大統領タスクフォース」の産物です。商務省と国務省が共同で議長を務め、その他12の連邦省庁が参加したこのタスクフォースは、IUU漁業及び水産物偽装を撲滅するうえで効果的な水産物トレーサビリティ制度を構築する必要性を確認しました。

NOAA及びその米国政府連携省庁は、国際、国内レベルの両方で連携して、水産物トレーサビリティに関する計画案を策定しました。透明性の高い規則制定プロセスを通じて、NOAAは特にIUU漁業や水産物偽装の対象となりやすい魚種を特定するため情報を収集しました。

省庁間チームは、各省庁の専門知識に基づき、そしてパブリック・エンゲージメント及び情報収集活動を通じて、特に影響を受けやすい魚種を決定するために用いる原則を確認しました。最終原則には、執行能力、魚種の誤伝達または誤表示、漁獲証明制度、漁業違反の報告歴、流通・加工行程管理（chain of custody）および処理の複雑さ、人間の健康懸念が含まれました。最終規則は、SIMPに加えられる予定の、特にIUU漁業や水産物偽装の対象となりやすい13魚種を特定しました。

### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

SIMPは2018年1月1日に、13優先魚種のうち11魚種を対象に発効しました。NOAA海洋漁業局は当初、養殖製品に関する同等の国内プログラムを策定する時間を見越して、エビとアワビに関する要件の実施を延期しました。しかし、NOAA海洋漁業局は2018年4月、議会の指示によりエビとアワビに関する延期措置を解除し、2018年12月31日以降、これらはSIMPに含まれています。

#### 魚種

- |               |           |                               |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| ・アワビ          | ・タラバガニ    | ・エビ                           |
| ・タイセイヨウダラ     | ・マダラ      | ・メカジキ                         |
| ・タイセイヨウブルークラブ | ・レッドスナッパー | ・マグロ類（ビンナガ、メバチ、カツオ、キハダ、クロマグロ） |
| ・シイラ（マヒマヒ）    | ・ナマコ      |                               |
| ・ハタ           | ・サメ       |                               |

#### SIMPの目的と制約

SIMPは、米国に入る輸入IUU魚介・水産物製品を減らすことを目的として策定・設計された初めてのNOAA海洋漁業局貿易監視制度です。NOAA海洋漁業局は、IUU漁業により収穫された製品及び誤表示された魚介製品が米国市場に入るのを阻止するよう設計された介入ツールとしてSIMPを構築しました。SIMPはスクリーニング・ツール、抑止手段の両方として機能します。

SIMPは、米国の輸入者に対象魚種の全輸入品について、収穫から輸入までのサプライチェーンの各段階を記録する流通・加工行程管理情報を保持することを義務づけることで、輸入者がそれぞれのサプライチェーンへのコントロールを強化するよう促します。輸入者は、NOAA海洋漁業局の国際水産貿易に関する許可（IFTP）を取得することが義務づけられています。通関時、登録輸入者は、直接又は輸入仲介者／申告者を通じて、最初の収穫及び当該魚介の最初の陸揚げに関する重要情報を報告する必要があります。この情報には、船舶名、船舶国（旗国）、収穫場所、収穫方法（漁具種）、最初の陸揚げ地、当該魚介を受領する責任主体、そしてその他の重要情報が含まれます。この情報を裏付ける証拠書類や流通・加工行程管理に関する追加書類は、検査や監査があった場合に提示できるよう、輸入者の事業場所に輸入時から2年間保管されなければなりません。許可・記録保持・報告要件は、IUU魚介・魚介製品が米国市場に入ることの抑止、そして違法輸入物を特定する仕組みとして機能します。

通関申告で提出される情報によってIUU魚介・魚介製品又は誤伝達水産物を含む貨物が米国に入るのを阻止できるケースもあるでしょうが、SIMPはこのような貨物すべてを阻止するようには設計されていません。そのような仕事はSIMPだけでなく、IUU漁業や水産物偽装と戦うあらゆる個々のツールの能力や機能を超えています。そもそも輸入量が莫大であるため実行不可能であり、貿易に及ぶ混乱も甚大かつ持続不可能でしょう。SIMPは、合法的な業界・貿易に負担をもたらすIUU漁業の撲滅と、合法的な貿易の流れに及ぶ影響を最小限に抑えることとのバランスを取るよう設計されています。従って、SIMPでは各貨物の全数検査は行われませんが、無作為及び標的を絞った監査及び検査による違法貨物の特定を支援する目的でのデータ報告・記録保持要件が課されます。

NOAA海洋漁業局は以下の3つの主な制約に基づいてSIMPを構築しました。

1. 国際貿易コミュニティが米国国土安全保障省・税関国境警備局（CBP）及びその他の参加政府機関と情報交換するために輸入・輸出データを提出する主要システム（シングルウィンドウ）である自動貿易流通システム（ACE）ポータルの使用



「SIMPの焦点は、IUU魚介・魚介製品および誤伝達水産物が米国市場に入るのを阻止すること、並びに輸入水産物に関する既存のNOAA海洋漁業局トレーサビリティ制度を補完しつつそのような製品の特定を支援することだ」

2. 合法的な貿易は止めるべきでない。SIMPの規則は、米国に輸入される違法・誤表示水産物を特定するために必要な情報を提供しつつ業界にとっての遵守負担を最小化する効果的プログラムを策定するための広範な努力を反映しています。
3. 外国の法規制又は条約に違反して、或いは米国が参加している国際協定・組織により採択された拘束力のある保全対策に違反して、収穫、所有、輸送、又は販売された魚介の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、又は購入を禁じる、マグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法（MSA）の規定の使用。

これらの制約があるため、SIMPは、NOAAがいずれの水産貨物に関しても合法性を証明する仕組みとして機能するようには設計されていません。SIMPは表示制度でもなければ、消費者向け制度でもありません。MSA当局及び国際貿易データシステムの厳格な情報セキュリティ要件に沿って、本プログラムを通じて収集された情報は機密扱いされます。SIMPは米国への入国時点以降の水産製品は追跡できません。

現在の実施形態では、SIMPはIUU魚介・魚介製品が米国市場に入るのを防いだり、止めたりしません。しかし、後述するように、SIMPの包括的実施、並びに予測分析などの新ツールの開発を通じて、標的を絞った執行・監査及び検査用に疑わしい貨物を特定する能力を継続的に改善させる潜在力がSIMPにはあります。これにより、貨物スクリーニングと違法製品の米国に向けた今後の発送の抑止の両方の意味でのSIMPの有用性が高まっていくでしょう。

## タイムライン



## 財源

計上資金を通じて割り当てられたプログラム財源（年度別）

年度	割当資金	主な達成事項
2017	100万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際貿易データシステムの新たな貿易監視制度を、CBP及びNOAA海洋漁業局海洋技術室と共に開発。NOAA海洋漁業局のデータシステム内で貿易フローに関するデータを受領及びアクセスし、貿易フロー監視を実施するための情報技術インフラの開発及びプログラミング</li> <li>自動貿易流通システム（ACE）のプログラミング及び試験</li> <li>米国の主要港における輸入者・仲介者を対象とした円卓会議を計5回、4大陸10ヶ国への訪問を含む、広範な国内・国際アウトリーチ</li> <li>貿易に専門的支援を提供するため「SIMPサポート」用メール・電話ラインを開設</li> <li>フランス語、日本語、スペイン語の通訳付きを含むウェビナーを様々な政府、業界向けに30回以上開催</li> <li>英語以外の8カ国語でリソースを提供するためSIMP資料を翻訳</li> <li>エビとアワビを追加するためCBPとの連携を開始</li> </ul>
2018	220万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMPがまず11魚種を対象として発効</li> <li>SIMP報告要件と同等の、エビとアワビの国内報告プログラムを実施するための規制の策定、議会の指示による、エビとアワビをSIMPに追加するための要件を有効にする規定の策定</li> </ul>

年度	割当資金	主な達成事項
2018	220万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の専門知識を用いて通関申告を監査するための手順を作成し、担当者を任命</li> <li>5ヶ国への訪問や貿易コミュニティ向けの約20回のプレゼンテーションを含む、エビとアワビの輸出者、国内生産者向けの広範なアウトリーチ</li> </ul>
2019	360万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMPが13魚種を対象として発効</li> <li>専門のSIMP監査チームを設置</li> <li>ペルー訪問や複数会議への参加を含め、要請に応じて各国や貿易コミュニティにアウトリーチを提供</li> <li>「SIMPサポート」メール・電話ラインを通じて貿易コミュニティに継続的支援を提供（700件以上の問い合わせに対応）</li> </ul>
2020	360万ドル <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NOAA海洋漁業局の他の貿易支援プログラムと連携して、ユーザーが提供する情報に基づいて特定の製品がどのNOAA貿易監視制度の範疇に入るかをユーザーが判断するのを支援する水産物輸入輸出ツールを構築</li> <li>SIMPとSIMP監査用に自動音声応答装置（IVR）とコールセンター・サポートラインを設置</li> <li>全体的なSIMP遵守を促進するためのインセンティブとして、一貫して規則を遵守してきた輸入者の監査負担を軽減するため、SIMP遵守輸入者リスト（SIL）プロセスを構築</li> <li>監査時に収獲の合法性を検証するプロセスを効率化するため、水産収獲物の合法性を評価する際に使用する国際法、規制、要件の包括的リポジトリの構築に着手。このリポジトリには、特定の漁場であれば他国から持ち込まれる合法漁獲物を検証する際にも確認するはずの書式、許可、その他の証拠書類に関する具体的情報が含まれる。</li> <li>監査手順を見直し、監査選定プロセスにおけるリスクフラグ付けを含め、自動化統合方法を標的化</li> <li>指針とよくある質問を反映させるため、「SIMPリソース」書類を更新</li> </ul>

<sup>1</sup> 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）はSIMPを含むIUU漁業対策として、NOAA海洋漁業局に追加で800万ドルを拠出した。この資金はSIMPのみに関係するものではないため、2020年財源割当には含まれていない。

## プログラムの実施

### アウトリーチと公的リソース

NOAA海洋漁業局とその米国連携省庁は、対面専門会議、ワークショップ、ウェビナー、情報資料を含む幅広い方法を通じて、そして複数言語の翻訳資料と通訳を提供してSIMP規制要件の理解を徹底させるため、輸入者、輸出国、国際漁業コミュニティと協働しました。さらに、NOAA海洋漁業局は、水産物産業と通関仲介者が専門支援リソースとして使用できる、専用の支援電話番号及びメールを開設しました。この電話番号とメールアドレスは本報告書の末尾に掲載してあります。国内的・国際的ニーズに対するこの広範なアウトリーチおよび対応はSIMPの実施を成功に導く基礎となりました。SIMPの最初の採択時とエビとアワビの追加時の両方において、SIMPの実施による大きな貿易混乱は生じていません。NOAA海洋漁業局は水産物コミュニティへの支援にコミットしており、引き続き、要請に応じて支援を提供していきます。

### 通関申告のインフォームド・コンプライアンス

当初、NOAA海洋漁業局は、水産物貿易を妨害することなく輸入者と仲介者にSIMP要件の遵守を促す目的で、「インフォームド・コンプライアンス」というアプローチを採用しました。NOAA海洋漁業局は、インフォームド・コンプライアンス期間中、CBP及び申告者と連携して、SIMPの完全かつ適時の遵守を促しました。インフォームド・コンプライアンス期間中は、輸入貨物の必須SIMPデータにその場で速やかに修正できない誤りがあったとしても、輸入貨物の通関を許しました。

NOAA海洋漁業局は、申告者がCBPの時間制

限内に出来るだけ早く誤りを訂正することを求めました。適時に修正がなされなかった不完全な申告は監査の対象となり、監査プロセスを通じて遵守努力の通知、支援がなされました。

NOAA海洋漁業局は、2019年、エビとアワビの追加に対応して2回目のインフォームド・コンプライアンス期間を実施しました。これらの期間は、SIMPにより義務づけられる収獲・陸揚げデータの適切な提出を妨げる可能性のある不注意の、故意でない、又は技術的な懸念を一掃する機会を貿易コミュニティに与える、プログラム実施の重要な要素でした。各インフォームド・コンプライアンス期間の終了後は、正しくかつ完全なSIMPメッセージセット要件のない申告は却下され、輸入が拒否されました。



## 監査 & 執行

### 監査

SIMP監査の目的は、通関申告で提出された収獲・陸揚げ情報、及び、魚介・魚介製品の収獲から米国市場への輸入地点までの移動を記録する流通・加工行程管理記録の十分性を検証することです。NOAA海洋漁業局の国際問題水産物監査室（IASI）がSIMPに基づく監査を実施します。IASIは、2018年1月1日（SIMPの完全実施の開始日）から2021年3月1日までに、3,139件の監査を実施しました。監査は輸入通関申告に対して無作為選定により実施され、これがプログラムの遵守及び管理を知るうえでの強力な効果的なベースラインを提供しています。

監査員は確立された基準に基づき、収獲の合法性を検証し、違反の可能性があるものを特定します。「違反」の特定につながる誤り、脱落、懸念には、情報の単純な誤記から悪質な不正文書・情報の提供の特定に至る、幅広い状況が含まれます。全範囲の輸入者と魚種に監査が実施されるよう、IASIは、確立された基準を用いて、毎週、通関申告から無作為に監査対象を選ぶ自動プログラムを使用します。プロセスが改定されることで、一部の輸入者が頻繁に監査対象となってその他の輸入者が見逃される可能性が減り、全SIMP輸入者のより多くの輸入者が漸進的に監査されるようになります。監査において特定された違反は直接当該輸入者と共に対応が行われたほか、適時、NOAA海洋漁業局法執行室（OLE）に照会されて措置が講じられました。SIMPの許可・報告・記録保持要件の違反はマグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法の違反となり、執行措置の対象となります。実施後最初の2年間、IASI監査員が実施したSIMP監査の60%近くで遵守が確認されました。

### 監査結果のタイプ– 2020暦年

徐々に遵守率を改善していくには、監査結果のタイプと頻度を注意深く検証し、業界が優先的に取り組むべき分野を特定することが極めて重要となります。監査により判明した違反は以下の4つのグループに分けられます。

- **不一致**：監査用に提供された流通・加工行程管理の記録が、CBP通関申告に提出されたデータと矛盾している。例えば、通関申告の水産物魚種又は収獲用漁具が記録の情報と一致しない。通過申告時に提出されるトレーサビリティ情報は、検証可能な流通・加工行程管理を確立するその他の情報源の証拠書類により裏付けられなければならない。
- **不足**：提出された流通・加工行程管理の記録により製品を最初の収獲から米国への輸入まで追跡できなかった。例えば、サプライチェーンのある1つの段階を確認する記録が提供されなかった。監査時に提供された収獲・水揚げ情報は、NOAA海洋漁業局が独立的に確認できるものでなければならない。全流通・加工行程管理を実証する記録は、当該製品がサプライチェーン内を移動する過程の各段階における、製品、各管理者、製品変容を特定する必要がある。
- **記録が提供されない**：輸入者が流通・加工行程管理記録の提供をIASI監査員により要請され、SIMP監査要件ガイドに規定される期間内にこれが提供されなかった。登録輸入者は50 CFR § 300.324(e)により、流通・加工行程管理記録を保管する義務がある。SIMPは保管を義務づける具体的な記録種を指定しておらず、収獲から米国市場への輸入時点までのサプライチェーンにおけるトレーサビリティを証明するのに十分な記録（例えば、収獲船・輸送船による申告や船荷証券）を採用する柔軟性を業界に与えている。

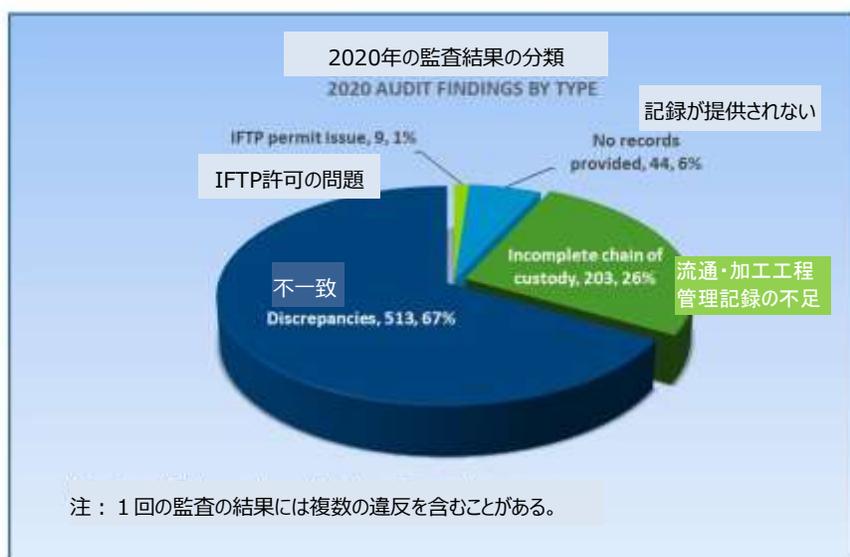
### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

SIMP監査要件ガイドと最終規則は以下のURLで参照できる。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>.

- **IFTP問題**：提供された許可番号が間違っていた。SIMP魚種を米国に輸入する人は有効なIFTPを有していなければならない。登録輸入者のIFTP番号は通関申告時に提出されなければならない。登録輸入者には、SIMPの対象となる輸入物の流通・加工行程管理記録を保管し、検査や監査時にそれを提示する責任がある。

最もよくある問題が、最初の通関申告時に報告された情報と監査時に要請に応じて提供された流通・加工行程管理記録との間の不一致です。下図に、2020年1月1日から12月31日までに実施された監査の結果を示します。実施された1,073件の監査中、57.3%で遵守が確認され、42.7%で様々な違反が確認されました。



「SIMPトレーサビリティデータは、合法的な収穫の確認に使用されるだけでなく、漁業管理と貿易政策の構築及び実施の価値を高める可能性がある...

SIMPデータを分析することで水産物サプライチェーンの細部への新しい洞察が得られるかもしれない」



## 執行

過半数のSIMP監査で違反は確認されません。違反が確認される40%のうちでも、執行措置が必要とされるレベルに達するのはほんの少数です。これらはOLEに照会されます。

2019年、OLEは、実施済み監査とフィードバックの見直しや流通・加工行程管理書類の検証に関するSIMP監査員の研修を含む制度見直しを行いました。このフィードバックと研修は高く評価され、追加執行措置の対象となるケースの特定やより時機を得た照会に役立っています。

OLEは、NOAA所管の全水産物貿易管理制度と連携し、NOAA海洋漁業局がCBPから受領する米国貿易データのデータベースである「国際貿易データシステム」の新インターフェース機能を開発しました。この追加機能は、NOAA海洋漁業局の輸入貿易データへのアクセスを改善し、検索有効性を向上させ、輸入者が「自動貿易流通システム」ポータルを通じて提出する電子情報を検証しやすくしています。これらのシステム変更により、SIMP監査員は確認された遵守問題をOLEに電子的に照会できるようになっています。

NOAA海洋漁業局は、米国の輸入者に対し、SIMP要件を遵守し、IUU由来の魚介・魚介製品の調達・輸入を回避するためのアウトリーチ及び支援を提供しています。これまで実施されてきた活動には、CBPの貨物システム・メッセージングサービスを通じた、遵守状況を改善すること、合法的な貿易を促進すること、そしてIUU漁業に従事していることが知られている船舶から調達する輸入者に対して措置を講じるOLEの能力を高めることを意図した、米国輸入者コミュニティ向けメッセージの発行が含まれます。この通知は、輸入コミュニティに水産物製品を調達する際の法的義務を通知し、IUU漁業に従事していることが最近確認された4隻の船の船名を通知し、米国が加盟する国際漁業管理団体が発表する全最終IUU船舶リストへのウェブリンクを提供するものでした。

さらに、OLEは、米国の出入港において水産物貨物を定期的に検査し、許可・報告・記録保持要件の遵守状況を監視するための検査を実施し、魚介／魚介製品のサンプル検査を実施して報告と表示の正確性を検証しています。このような活動の結果として調査が実施され、SIMP要件の対象である魚介・魚介製品が不正又は不正確に表示されているのをOLEが確認したり、輸入者が流通・加工行程管理に関する完全な記録を保持していなかったり、魚介・魚介製品がIUU漁業に由来するとOLEが疑うケースが特定されたりしてきました。このような活動を支援するため、OLEは全国的な調査事業を3回実施しましたが、これには「協働執行プログラム」の下でOLEにより代理を命じられた州自然保護官による支援が含まれました。2018年5月の1回目の調査事業では、SIMPに加えられた最初の11魚種・魚種グループに関係する、輸入水産物と関連記録の検査に焦点が当てられました。2回目の調査事業はCBPと食品医薬品局との協働で実施され、ビンナガマグロ（*Thunnus alalunga*）がスペインから輸入されてカツオと表示されているという申し立てに焦点を当てるものでした。この調査事業では、通関申告時に一部のマグロ貨物が関税のはるかに低いカツオと誤認されていたことがわかりました。この種の誤認は、SIMPやその他のNOAA水産物貿易監視制度の許容要件の裏をかく場合もあります。NOAAによる措置に加えて、CBPは32社がマグロをカツオと誤報告している事を確認し、関税の過少支払いによる米国の収入損失として約60万ドルを回収する措置を講じました。2019年10月、OLEは、CBPとOLEのスタッフの関係を構築し、知識を共有する目的で、CBPの「規制監査・省庁諮問局」と協力して、アワビとエビに関するSIMP遵守に焦点を当てた3回目の全国的な調査事業を実施しました。

### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

これらの執行活動の結果、以下の事がもたらされました。

- 必要な許可又は報告情報のない魚介・魚介製品貨物の輸入の拒否
- 制度規制問題に関わる罰則及び警告の発出
- 比較的軽微な違反をその場で修正できるように設計された遵守支援
- IUU魚介・魚介製品及び水産物の誤報告が疑われるケースに関するより長期的な調査の開始

IUU魚介・魚介製品の個別確認ツールとしてのSIMPの使用にとっての大きな障害は、輸入物の量の多さ、そして、そうしたものの確認には収獲国の漁業法に関する詳細知識が必要だという事実です。SIMP対象魚種を米国に輸出する国が多いため、そのような詳細知識を取得することは容易ではありません。従って、これまでに確認された問題のほとんどが文書上で明らかにできる問題に関係するものです（例：船舶許可日が収獲日と一致しない、文書が欠失している）。しかし、追って説明するとおり、SIMPの実施には、当局の収獲文書と流通・加工行程管理文書の検証能力の改善、外国漁業法の知識増加、そして監査員と執行チーム間の連携強化（特定の問題を標的とした予測分析の使用等により）が含まれます。

### SIMP遵守輸入者リスト - 遵守に対するインセンティブ

NOAA海洋漁業局は、全プログラム要件への遵守を一貫して実証してきた輸入者へのSIMPの負担の一部緩和に取り組んでいます。SIMP遵守輸入者リスト（SIL）は、SIMP監査を通じた遵守実績を有する水産物輸入者を認知するものです。SILに掲載される輸入者に与えられる恩恵には以下が含まれます。

- 有資格輸入者に対する監査頻度の上限を四半期に1回にする — 有資格輸入者のSIMP関連作業量に対する予測性を高めるほか、SIMP監査の全体的減少ももたらす可能性がある。
- SIMPの報告・記録保持要件を遵守することへのインセンティブとなるほか、政府、業界の両方にとっての費用が削減させる。
- SIMP遵守に対する一般の認知

輸入者にとってのSIL参加費用はありません。SIMPにおける実績を認知して欲しい輸入者には、NOAA海洋漁業局に社名をSILに掲載してもらおうオプションがあります。リスト掲載を望まない輸入者は非公開に切り替えることができますが、SILには引き続き含まれているため、無作為監査の頻度が軽減されるという恩恵を受けることができます。

NOAA海洋漁業局は、2018年1月、コマース・トラステッド・トレーダー・プログラム（CTTP）を策定するための規則案を公表しました。この自発的プログラムは、SIMP対象の輸入水産物に関する報告要件の軽減および記録管理の柔軟性の増加というメリットを有資格輸入者に与えるよう設計されました。NOAA海洋漁業局は、パブリックコメントを考慮し、このプログラム案では予期される恩恵は得られないと判断したため、CTTP案がSILに変更されました。

SILに関する詳細は以下のURLで参照できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>

## SIMPデータの革新的な応用

SIMPトレーサビリティデータは、合法的な収穫の確認に使用できるだけでなく、漁業管理と貿易政策の構築及び実施の価値を高める可能性もあります（例は下記を参照）。このセクションで提示する集約貿易データはSIMP監査による検証を受けておらず、実証目的で提示されていることにご留意ください。

### サプライチェーンの複雑さの検証

SIMPデータを分析することで水産物サプライチェーンの細部への新たな洞察が得られるかもしれません。この能力を実証する目的で、NOAA海洋漁業局は、その一般の関心の高さから、タラの輸入量を検証して米国海域で収穫されたタラの割合を求めました。

2018年8月から2019年8月までに、SIMP報告の対象となる関税コードにより申告された輸入タラについての事が分かります。

- 収穫国：タイセイヨウダラとマダラの17.63%がもともと米国で収穫され、加工や冷凍保存のために輸出され、再輸入されていた。米国が輸入するタラにおけるその他の収穫国上位は、ロシア連邦（24.30%）とアイスランド（16.87%）である。
- 原産国：中国が米国への最大のタラ輸出国であり（輸入量の47.5%）、これにアイスランド（24.7%）とロシア連邦（5.9%）が続いている。つまり、中国は、複数の国で収穫されたタラの加工・再加工・冷蔵ハブとなっている。
- 魚種の内訳：SIMPはタイセイヨウダラ（*Gadus morhua*）とマダラ（*Gadus macrocephalus*）について魚種の報告を義務づけている。タイセイヨウダラの輸入割合は64%であり、マダラの申告輸入割合（33%）のほぼ2倍である。少数はタイセイヨウダラとマダラの混載か魚種未特定のいずれかであった。

### 魚種レベルでの輸入物の把握

SIMPは輸入時に魚種の学名の報告を義務づけており、これにより一般的魚種グループや関税コードではなく、魚種による輸入物の詳細分析が促進されます。NOAA海洋漁業局は、その一般の関心の高さから、SIMPの対象魚種グループであるサメ類の輸入に関して以下の例を提示しています。

2018年4月から2019年4月までにSIMP報告要件に基づき関税コードで申告された輸入物のうち、サメ類の輸入は全SIMP申告数の0.01%を占め、その価値は約70万ドルでした。その輸入サメのうちごく一部がフカヒレとして申告されていました。輸入サメは10の魚種と魚種グループから構成されていました。

ヨシキリザメ（*Prionace glauca*）

ツバクロザメ（*Isogomphodon oxyrinchus*）

イコクエイラクブカ（*Galeorhinus galeus*）

アオザメ（*Isurus oxyrinchus*）

カリフォルニアカスザメ（*Squatina californica*）

ホホジロザメ（*Carcharodon carcharias*）

アブラツノザメ（*Squalus suckleyi*）

## 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

エンゼルシャーク（*Squatina guggenheim*）

種不特定のオナガザメ（*Alopias spp*）

種不特定のアオザメ（*Isurus spp*）

### 今後に向けて

SIMPが全13魚種を対象に実施されて1年が経過した2020年の初め、私たちは、実施の進捗状況を評価し、学んだ教訓を見極め、必要な軌道修正を特定し、そして成功を足掛かりにする機会を得ました。我々のSIMPに対する戦略的計画には、プログラムをより効果的に実施するための、SIMP専属チームの強化、適切な人員配置、ITインフラのモダナイゼーション及び統合、監査と執行の相互作用への重点化、プログラムと規制の両面における必要な変更の実施が含まれます。制度を改善し、その実施を促進するためのNOAA海洋漁業局の重点分野には以下が含まれます。

#### 高い監査能力を有する専任の制度チーム

SIMPの潜在力をフルに発揮させ、この制度を適宜拡大・成長させる準備を整えるには、方向づけと監督を行う専任の制度のリード、そして制度を支援する十分な数のスタッフが必要です。

最優先事項の1つがSIMPの人員増強計画の実施であり、これには以下が含まれます。

- 常任で監督する制度リード
- 私たちの戦略的計画に沿って制度を実施・運用し、他のNOAAプログラムオフィスや他の省庁代表者との調整、関連ITシステムをモダナイズ・統合するプロセスの支援、内部・外部政策文書の作成、議会とステークホルダーからの問い合わせへの対応、専門的起草要請の見直し・対応を行う2～4名の制度スタッフ
- 専任の常勤監査員。NOAA海洋漁業局は、当初、既存の職務に加えてSIMP監査を実施するための訓練を受けた「水産物検査プログラム」スタッフを使用していました。専任の常勤SIMP監査員は、より効果的に実施するために不可欠です。

#### ITインフラのモダナイズ及び統合

SIMPにその潜在力をフルに発揮させるため、NOAA海洋漁業局は、SIMPを支援するインフラをモダナイズ及び統合するための投資をさらに行う必要があるでしょう。モダナイゼーションのための投資には以下が含まれます。

- 貨物データのリスク要因と傾向を特定して標的を絞った監査を誘導するスマートシステムを構築するための予測分析の使用
- 機密事業情報及びNOAA海洋漁業局ネットワークを保護する安全かつ暗号化されたプロセスを維持しつつ、文書提出を効率化するために、要求された証拠書類を提出するための公共インターフェースを開発
- より高度な報告・データ分析能力の開発

SIMPの実施は、NOAA海洋漁業局所管の水産物トレーサビリティ制度すべてを電子的に統合することからも恩恵を受けるでしょう。SIMPは、分散IT環境で運用されるNOAA海洋漁業局所管の4つの水産物トレーサビリティ制度の1つです。この環境で、各制度はそれぞれの支援ソフトウェアをホスティングし開発する独自の方法を有しています。

他のトレーサビリティ制度の既存技術・データを活用するメリットには、より長期のシステム保証、インフラと請負業者によるソフトウェア開発支援における重複軽減、そして監査対象貨物の選定に用いるリスク要因を決定するうえで制度の有効性の改善が含まれます。

### 既存データの傾向と洞察の評価

NOAA海洋漁業局は、2018年よりSIMP監査データを収集しています。この時系列データがあることで、傾向の評価を開始できました。私たちは、（1）我々が収集しているデータが利用可能な情報を得るうえで適切な精度を有する適切なデータかどうか、（2）監査のサンプリング計画及びサンプリング法が引き続き使用できる適切な方法かどうか等、本制度の様々な要素を評価する目的で既存データを検証しています。

### 監査・執行間の調整・統合の強化

上記の通り、一定の課題により、SIMPを用いるだけではNOAA海洋漁業局がIUU魚介・魚介製品を特定する能力は制限されています。ただ、SIMPは、過去には入手できなかった追加証拠書類を得るうえで有用な役割を果たしており、また国際的な水産物サプライチェーンの特定にも役立っています。この重要情報は、標的を絞った執行を支援するほか、IUU漁業やIUU魚介・魚介製品の違法売買に従事する大規模で洗練され、国境をまたぐ活動に関する長期的調査にも使用されています。

### 合法収獲の効率的検証

SIMP魚種の漁業と合法収獲を管理する当局は何千と存在します。NOAA海洋漁業局は、現在、合法収獲書類を検証するプロセスを効率化できるよう支援する包括的リポジトリの構築に取り組んでいます。特定の漁場について、他国から入っている漁獲物の合法性を検証する際に確認することになっている書式、許可、及びその他の文書に関する具体的情報を収集する作業が始まっています。このデータベースは関連輸入者に要求する証拠書類を具体的に特定するうえで助けになるでしょう。

さらに、NOAA海洋漁業局は、海洋哺乳類保護法輸入規定の外国漁業リストを通じて、世界中の様々な漁業に関する情報を既に収集しています。この情報は、水産物製品が貿易相手国で生産されているかどうかを監査員が評価するうえで助けとなるでしょう。

また、証拠書類の相違に関するナレッジベースを増強し、必要に応じて同等性を正確に評価するため、貿易相手国に適用法・規制に関する情報の提供も要請しています。NOAA海洋漁業局は、この情報を収集しつつ、輸入者から収集した書類を貿易相手国から提供を受けた情報と照合して検証し、サプライヤーが輸入者に提出した書類の詐欺又は偽造を迅速に検出する方法の確立に取り組む予定です。

### 輸入品の自動標的化の実現

現在まで、SIMPによる監査対象はほぼ全て無作為に選定されてきています。指示を受けて実施された監査はごく少数にすぎません。今後も無作為選定が監査対象の輸入物を決める主たる方法であり続けますが、NOAA海洋漁業局は、監査及びその他の適切な情報源により必要性が認められる場合は、標的を絞った監査並びに指示による監査も実施していきます。

### 業界における遵守を引き続き支援

NOAA海洋漁業局は、世界及び国内の水産業界及びステークホルダーがSIMPに関連する準備及びその遵守に対して払っている大きな努力に感謝すると共に、以下を含め、ステークホルダーに卓越した顧客サービスを提供することに引き続きコミットしていきます。

- 要請された模擬監査を100%実施

### 別紙3 米国水産物輸入監視制度の実施に関する報告書（和訳）

- 専用電話やメールによる専門的支援のためのサポートラインへの人員配置
- 通関仲介者を通じた通関申告のトラブルシューティング
- わかりやすくして便利な資料を複数言語でオンライン提供
- 要請に応じて、米国及び世界の業界関係者向けにリモート会議、ウェビナー、対面研修を主催
- 米国政府の水産物通商貿易プログラムとの信頼できるリエゾンとして機能

#### 規則の見直し・更新

SIMP実施の一環として、私たちは自分たちの規則の見直しも行っています。この見直しにより、SIMPの初期の実施から得られた教訓に基づいて、今後規則が更新されると私たちは予測します。見直しの対象にはSIMPの対象魚種が含まれます。NOAA海洋漁業局は、SIMPのリスクベース性の維持に焦点を当てています。リスクは静的なものではないため、我々はこの規則制定プロセスにおいてリスクベース分析を実施し、既存のSIMP魚種が引き続きリスクが高いのか、リスクの上昇を理由に追加魚種をSIMPに加えるべきなのかを判断します。この分析では、初期魚種リストの作成に用いられた元々の原則並びにその他の適切な要素が考慮されます。

## 連絡先情報、追加リソース

SIMP関連資料及び追加情報は以下のURLで参照できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/international/seafood-import-monitoring-program>

NOAA海洋漁業局のIUU漁業撲滅活動に関する詳細情報は、法執行室と国際問題水産物監査室を通じてオンラインで取得できます。

<https://www.fisheries.noaa.gov/about/office-law-enforcement>

<https://www.fisheries.noaa.gov/about/office-international-affairs-seafood-inspection>

SIMP遵守に関する専門的支援及び一般的な質問は「SIMPサポート」まで。

- [SIMPsupport@noaa.gov](mailto:SIMPsupport@noaa.gov)
- 電話：301-427-8301、フリーダイヤル（米国、カナダ）：833-440-6599

米国商務長官

ジーナ・レイモンド

Deputy Under Secretary for Operations Performing  
the Duties of Under Secretary of Commerce for  
Oceans and Atmosphere and NOAA Administrator

ベンジャミン・フリードマン

Acting Assistant Administrator for  
Fisheries

ポール・ドリーマス

2021年4月

[www.fisheries.noaa.gov](http://www.fisheries.noaa.gov)

公務

海洋漁業局

Office of International Affairs and  
Seafood Inspection

1315 East West Highway Silver  
Spring, MD 20910